

# 令和6年度 東彼杵中学校 校則

東彼杵町立東彼杵中学校

「校則」とは、生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくためのものとし、生徒が学習上、生活上、守るべき規律として設定する。校則の基本方針として、

- ① 自他の学習活動の妨げにならない行動をする。
- ② 自他の健康・安全に留意し、行動をする。
- ③ 他者の権利を尊重した行動をする。
- ④ 公共のマナーを考えた行動をする。

の4つの点を重視する。

また、生徒や保護者等で不明な点があればいつでも学校に相談してよいものとする。

## 1. 基本的事項

### (1) 服装について

夏期、冬期ともに学校指定のものを着用する。(気候に応じて各自で調整する。)

#### ① 1年間を通して使用するもの

##### ○男女共通

- ・通学カバンは、教科書、ノート、その他の学用品が入れられる大きさとする。また、危険防止のため、原則としてリュックサック型とし、両手があく状態になるものとする。  
自分のカバンの目印として、キーホルダー等を1個だけさげることは許可する。  
(こぶしより小さいもの)
- ・通学靴はひも付きの白、黒、紺を基調とした色で体育など運動に適したものを使用する。
- ・体育館シューズは学校で指定したものを使用する。(全学年緑色)
- ・上履きは学校で指定したものを使用する。(色の指定はなし)
- ・靴下は白色、黒色、紺色を着用する。(ワポ イト可)
- ・下着は派手でないものを着用する。アンダーシャツやパワーシャツの使用は認めない。
- ・男子のズボン、女子のスラックスのベルトは必ず着用し、黒を標準(幅は3~3.5cm程度)とする。  
柄入りや飾り入りのものは認めない。

#### ② 冬服

○男子 ・標準学生服上下 ・白の長袖カッターシャツ

○女子 ・上衣(指定のブレザー)・白の長袖カッターシャツ

- ・リボン(赤)とベストの着用は自由とする。
- ・ベストは、黒、紺、灰色系で無地を原則とし、ワンポイントも可とする。
- ・スカート(濃い緑のチェック、ひざが十分隠れる丈、ひざ下5cm程度)もしくはスラックス

##### ○男女共通

- ・上着の下に、セーターなどの防寒着を着用してもよい。ただし、派手な色調のものは認めない。  
また、上着(襟元・袖口・裾)から極端にはみ出さないように着用する。
- ・厳寒時には手袋、マフラー、ネックウォーマーを使用してもよい。(派手でないものを使用する)  
ただし、生徒玄関で着脱し、校舎内では着用しないこと。
- ・タイツ等の着用も認める。また、耳当てなどの防寒具は認めない。
- ・コートは特別な事情がある場合、学校の許可を得て着用してよい。

#### ③ 夏服

○男子 ・標準学生ズボン(黒)、白の半袖開襟シャツ、紺色のポロシャツ

○女子 ・夏用の紺スカート、白の半袖ブラウス(セーラー襟)、紺色のポロシャツ、指定スラックス

#### ④ 中間服

○男子 ・標準学生ズボン(黒)、白の長袖カッターシャツ

○女子 ・濃紺のチェックスカート、白の長袖カッターシャツ、指定スラックス

- ・ベスト(濃紺のニット)やリボン(赤)の着用は自由とする。

#### ⑤ 体育用服装

- ・学校で指定したものを着用する。
- ・夏用(ハーフパンツ、白の半袖シャツ、白の運動帽)
- ・冬用(ジャージ上下、白の運動帽)
- ・運動帽については、登下校時の着用も認める。

## (2)髪型等について

- ①髪は学校生活の妨げにならず、健康面に配慮した清潔感のあるものにする。
- ②前髪は目にかからない程度とし、長い場合は切るかピンで止める。
- ③肩にかからないようにし、肩より長い場合は、耳より後ろで束ねる。  
※ピン・ゴムは、黒・紺・茶等派手でないものとする。
- ④まゆの加工はしない。
- ⑤パーマ・ストレートパーマ・染色等の加工は禁止する。  
※特別な事情がある場合は、事前に申し出を行い、校長の許可を受けること。

## (3)所持品について

- ①所持品には必ず名前を書く。
- ②学校に必要なものは持ってこない。携帯電話やスマートフォン等の持ち込みは禁止。  
※特別な事情がある場合は事前に申し出て許可及び許可証の発行を受けること。
- ③不必要なお金は持ってこない。やむをえず持ってきたときは先生に預ける。
- ④友達同士の金品の貸借や物の売買はしない。
- ⑤制汗剤は認めない。ただし、無香料でペーパー式のもの認め、ごみは持ち帰る。  
また、制汗スプレー・香水等の持ち込み及び使用も認めない。
- ⑥水筒の代わりにペットボトルを持参する場合、必ずペットボトルカバーをし、記名する。
- ⑦冬場の使い捨てカイロの使用は認めるが、記名し持ち帰って処理する。

## (4)登下校について

- ①交通規則を守り、決まった通学路を通ること。  
特に、横に広がって歩かないこと。(狭い道では一列通行する)
- ②途中で買い食い等をしない。(休日の部活動も同様)
- ③登下校は原則として徒歩またはスクールバスとする。  
ただし、区域によっては路線バス通学、自転車通学も認める。その場合、必ず申請し許可を受ける。

## 2. 学校生活

- ①朝8時10分までに教室に入室する。
- ②登校後は無断で外出しない。(忘れ物は原則として取りに帰らない)
- ③清掃や部活動など午後から活動がある場合には、昼休みの着替えを可とする。
- ④公共物(机、いす、掃除道具など)を大切に扱う。
- ⑤校舎のランダは立ち入り禁止。
- ⑥欠席、遅刻、早退は事前に届ける。(原則として保護者が届ける。)
- ⑦途中で登校してきた場合は、職員室の先生に報告をしてから教室へ入ること。
- ⑧机の中、ロッカー、下足棚等はきちんと整頓する。
- ⑨早く下校する場合は、16時まで自宅学習とする。
- ⑩放課後、学級や全校活動等があるとき、16時45分までは原則としてそれらを優先し、塾や習い事、通院等はそれ以降とする。
- ⑪スクールバスでは、乗降を速やかに行い、バスの中では乗車マナーを守る。
- ⑫1学期学活等で校則について考える機会を設定する。(R6年6月19日実施)

## 3. 家庭生活

- ①夜9時以降は、携帯電話やスマートフォン等を保護者に預け、質の良い睡眠をとること。
- ②生徒のみでの飲食店・娯楽場・興行場(ゲームセンター、カラオケボックス、ボーリング場等)の出入りについては、保護者同伴または、保護者責任のもとで行動をすること。